

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 官報の発行に関する法律案  
規制の名称： 電磁的官報記録に係るデータベースによる情報の提供の制限  
規制の区分：  新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局： 内閣府大臣官房総務課官報電子化検討室  
評価実施時期： 令和5年10月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスについては、いわば官報そのものを複製するものであるため、本規制を実施せず、自由に当該サービスを提供することができることとした場合、官報の原本性の確保に支障が生じ、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱が生じるおそれがある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

官報は、その発行によって法令等の公布が行われ、また、法令の規定において一定の事項を官報に掲載することにより法的効果が生ずることを定めているものもあるなど、その掲載事項が国民の権利義務に極めて強い影響を与え得るものである。このような官報を電子化するに当たっては、官報の原本性を確保し、また、国民が「官報」に関する情報を入手することに関しての混乱を防止する必要がある。このために、内閣総理大臣以外の者による官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスについて、当該サービスの内容が、官報の原本性の確保の観点及び国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止する観点から支障がないかについて、サービスの提供前に確認する必要がある、非規制の手段では目的

を達成することができない。

なお、本規制は新たなビジネスモデルによる新規参入者が想定される事業に対する制度であるが、官報の情報は公開されるものであるため、新規参入事業者によるデータ等へのアクセスの確保は図られている。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

遵守費用として、申請を行う利用者において、書類の作成や提出に要する費用が発生する。

（想定）

・単価：1,332円/件=2,664円/時 × 0.5時間

・平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）=申請者の時給

4,576,000円 ÷ 1,718時間 = 2,663.56… ≒ 2,664円

（平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和4年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和4年）による。）

#### 【行政費用】

行政費用として、内閣府において、申請の受付、内容の確認、結果の通知といった事務手続きに関する費用が発生する。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

—

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制により、官報の原本性が確保され、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止することが可能となる。

なお、その効果について、定量的に把握することは困難である。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

官報の原本性が確保され、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止することが可能となることについて、その効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化することも困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が前提となる。

—

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は、官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスを提供しようとする者を対象とするものであるところ、その対象は極めて限定的であることから、競争に負の影響を及ぼすとは考えがたい。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の導入に際しては、上記③のとおり一定の遵守費用の発生が見込まれるが、本規制によって官報の原本性が確保され、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止することが可能となることから、これらの効果を踏まえ、本規制を採用することが適当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案として届出制とする方法が考えられるが、官報の重要性に鑑みると、提供しようとするサービスについて、官報の原本性の確保の観点及び国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止する観点から支障がないかについては、サービスの提供が開始される前に確認する必要があることから、届出制では本規制の目的を達成することはできない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

学識経験者を構成員とする官報電子化検討会議が取りまとめた「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）において、次のとおり記載されている。

「本来、官報に記録された情報の利活用は促進されるべきものであるが、官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスについては、いわば官報そのものを複製するものであるため、官報の原本性を確保し、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止する観点から、内閣総理大臣の承認に係らしめるものとする。」

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

今後のデジタル社会の進展を踏まえ、本法案の施行後7年を経過した場合における見直し条項を付し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難と考える。事後評価までの間におけるモニタリングについては、状況に応じて、申請の件数等をもとに前年度との比較を行い検討する。